

社会的資源が少ない地域における貧困と格差に関する社会政策的課題

—宮崎県北部地域の母子世帯の事例を通して—

【研究経過報告】

2016年3月10日

大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員

志賀信夫

1. はじめに

- ・本研究は、宮崎県北部地域における貧困と社会的排除の事例を通して、特に社会的資源が少ない地域にとってどのような社会政策的課題があるのかを明らかにしようとするものである。
- ・社会的資源が少ない地域における社会政策的課題を明らかにするにあたっては、「社会的不利」、「条件的不利」、「経済的不利」という3概念を使用していきたい。
- ・「社会的不利」・・・全[2015]により使用されている概念である。本研究では、これを社会的な動向により個人が被る不利性と定義する。
- ・「条件的不利」とは、社会的資源や教育機会等の相対的不足によって地域が被る不利性と定義する。
- ・「経済的不利」とは、所得の相対的低さによって個人や世帯が被る不利性と定義する。
- ・「社会的不利」「条件的不利」「経済的不利」は別個の独立した概念ではなく、互いに関係しあうものである。「社会的不利」を被る人びとが集住してしまう場合、その地域は地域全体で不利性を継続的に被る可能性が生じてくる。その場合、これは「社会的不利」という側面も残しつつ、「条件的不利」という状態にも転化する可能性がありうるからである。逆に考えれば、条件的不利への是正は社会的不利への是正にも一定程度貢献するということでもある。

2. 「不利」は不平等を惹起する

- ・不利は、不平等を惹起する。ただし、A.Sen[1985 ; 1992]が問いかけるように、「何の不平等か」という問いなくしては、格差や貧困に対応する社会政策的課題は明らかにならない。
- ・例えば、経済的不利はいわゆる低所得の問題であるが、経済的不平等により低所得の状態を生起させるが、低所得はそれ自体が問題なのではない。低所得によって日々の生活を形成できなくなるということが問題なのである。
- ・この日々の生活を形成するということは一体どういうことなのかということについては、市民として最低限度保障される自由のなかで自己決定できるということである[志賀, 2016]。この定義によれば、自己決定できるということと、その個人の well-being は関係している。
- ・つまり、3つの不利は、well-being の不平等を生起させ、容認できない状態を下回るような生活状態(貧困・社会的排除)を生起させるのである。貧困とは well-being の欠如であると A.センは指摘しているが[Sen, 1985 ; 1992], well-being を維持するにあたり不利性が作用すると、貧困の状態に陥ってしまうことになる。

3. 宮崎県の状況

- ・宮崎県北部地域とは、ここでは特に延岡市および日向市を指すものとする。宮崎県は人口約 110 万 6000 人(2016年1月推計値)であり、宮崎市に約 40 万 2500 人(2016年1月推計値)が集中し

ている。なお、宮崎市は宮崎県中央地域に位置している。一方、宮崎県北部地域に位置する延岡市は人口約 12 万 5000 人(2016 年 1 月推計値)、日向市は約 6 万 3000 人(2016 年 1 月推計値)である。

4. 誰が社会的不利を被っているのか

- ・宮崎県では、母子世帯の数が増加している(表 1)。そのなかで、母子世帯の母親の就労形態は、父子世帯の父親と比較すると臨時雇用への従事が圧倒的に多い(表 2)。つまり、母子家庭の母親の社会的不利は、労働市場における女性の相対的な不利性が反映されている側面がある。もちろん、労働市場の側面だけでなく、育児に関する社会政策の不備もこの不利性に拍車をかけていることは表 3 から看取される。このような母子世帯の母親の社会的不利性を生じさせる傾向は、宮崎県に限らず全国的に深刻であり、宮崎県という地域に特殊なものではない。こうした労働市場における女性の不利性および、母親支援を充実させる社会政策的課題は従来から論じられてきたことである。
- ・宮崎県という地域の不利性に特殊性を付与しているのは、社会的不利性を緩和できない条件的不利という側面がある。

5. 条件的不利

- ・条件的不利は、貧困や排除の状態にある個人に対応するだけでなく、その地域に住む諸個人の well-being を全体として向上させる資源の相対的な少なさあるいは不在によって生じる。
- ・宮崎県内においても、県庁所在地である宮崎市とそれ以外の地域では社会的資源の差は圧倒的に異なっている。2015 年に行われた県の調査によれば、ひとり親世帯の子どもおよびその親を支援する社会的資源は 34 団体あるが、そのほとんどが宮崎市に集中していた。県北部地域は 3 団体であった。

6. 社会政策的課題

- ・社会的資源の形成を後押しする政策の必要性
- 社会的資源の相対的な少なさは、地域全体の well-being 向上を阻害する不利性を生じさせる。
- 社会的資源の少ない地域において社会的不利性を被っている個人は、2 重の不利性を被っていることになる。
- 社会的資源の形成が困難である地域においては、条件的不利に対する事前的対応ではなく行政による社会的不利への事後的な対応にとどまらざるを得ず、結果として経済的支援に終始することになる。経済的支援に終始するというのも、well-being を追求する最低限度の自由の保障をするという水準の経済的支援ではなく、単に低所得への対応である。
- 行政による事後的な経済的支援は、①選別主義の強化、②「貧困＝経済的困窮」という考え方の強化・再生産につながり、③社会的資源の形成を抑制するという悪循環を生じさせる可能性を孕んでいる。

参考文献

全泓奎, 2015, 『包摂型社会—社会的排除アプローチとその実践』法律文化社。

全泓奎編, 2016, 『包摂都市を構想する』法律文化社。

貞包英之, 2015, 『地方都市を考える―「消費社会」の先端から―』花伝社。
 志賀信夫, 2016, 『貧困理論の再検討―相対的貧困から社会的排除へ―』法律文化社。
 Sen,A,K.,1985, Commodities and Capabilities, North-Holland: Elsevire Science Publisher.(鈴木興太郎訳, 1988, 『福祉の経済学―財と潜在能力』岩波書店。)
 Sen,A,K., 1992, Inequality Reexamined, Oxford University Press.(池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳, 1999 『不平等の再検討 潜在能力と自由』岩波書店。)

表1:「宮崎県におけるひとり親世帯数の推移」(宮崎県「こども対策特別委員会資料」平成27年5月28日, 福祉保健部作成)

調査年	総世帯数 (件)	母子世帯		父子世帯	
		世帯数(件)	出現率(%)	世帯数(件)	出現率(%)
1997年	430,989	12,270	2.85	2,385	0.55
2002年	448,142	14,102	3.15	2,573	0.57
2007年	459,690	15,294	3.33	2,621	0.57
2012年	467,415	15,675	3.35	1,645	0.35

表2 ひとり親世帯の就労形態(平成24年宮崎県「ひとり親世帯実態調査」)

区分	常用雇用者	臨時雇用者	自営業	内職・その他	無職
母子世帯(%)	43.3	40.0	6.2	2.3	7.4
父子世帯(%)	55.6	12.3	23.4	2.7	4.2

表3 ひとり親世帯における主な就労上の問題(平成24年宮崎県「ひとり親世帯実態調査」)単位: %

母子世帯		父子世帯	
給料が安い	46.8	子どものことで休むこと	36.2
子どものことで休むこと	33.1	給料が安い	35.8
身分が不安定	14.7	残業ができない	10.9
育児等のため条件のいい仕事ができない	12.5	育児等のため条件のいい仕事ができない	10.2

